

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 12 日現在

機関番号：11501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2016

課題番号：15K16911

研究課題名（和文）ケア基底的社会の原理：法理論における「ケアの倫理」の可能性と限界

研究課題名（英文）In search of a caring society

研究代表者

池田 弘乃 (Ikeda, Hirono)

山形大学・人文学部・講師

研究者番号：80637570

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究は、フェミニズム理論の中から生み出されてきた「ケアの倫理」と呼ばれる発想が、法理論に対してどのような寄与をなすものなのかについて原理的な考察を行うことを目的としてきた。

その考察の結果として、ケアの負担としての側面とケアの価値的なものとしての側面（実態としては重なり合っていることも多いであろうその2側面）を、一定の仕方で接続することの意義が強調されることとなった。

研究成果の概要（英文）：In this research, I examined the possibility of a fruitful relationship between care as a severe labor and care as a valuable activity.

Care activity has a possibility that yields valuable caring relations. However the emphasis on the worthy dimension of care involves some danger which turns our eyes away from the structural problems about the cost of care.

So we must ask those twofold questions at the same time, such as the institutional question on how we share the cost of various care works and the ethical question on what the value of care activity is.

研究分野：法哲学

キーワード：ケアの倫理

## 1. 研究開始当初の背景

ケアを社会が負うやむをえないコストとしてだけ考え、そのための活動を生産活動に比べて二次的な活動と捉える見方に対し、ケアに関わる活動は、各人が生を送ることに必然的に伴うものであり、また価値的にも正負両面から捉えることができるという見方を対置することで、「ケアという価値があるからこそ存続するに値する社会」(以下、「ケア基底的社会」と呼ぶ)というアイデアに基づいた新しいケアの論じ方を構想することはできないだろうか。それはどのような社会構想と結びつき、法理論にはどのような示唆を与えるものとなるだろうか。

その際、「ケアの倫理」の意義は、はじめから従来のリベラリズムに基づく議論と対峙させるのではなく、そこどどのように接点を持ちうるかを社会理論・法理論に極力内在的な形で探求することによってより明確にとらえることができるのではないだろうかとの目論見のもと本研究は開始された。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、「ケア基底的社会」の構想が、既存の社会理論・法理論にどのようなインパクトを与えるものであるかを探ることである。

「ケアの倫理」は、女性性についての本質主義を巧みに言い換えたものにすぎないとして棄却されるか、あるいは善き生についての徳を説示するものではあっても社会倫理としては補助的なものにとどまるとして、その社会制度への含意が積極的に検討される機会は少なかった。しかし、本研究ではケアの倫理の社会理論としての展開可能性を探求し、さらにそれをリベラリズムへのオルタナティブとしてではなく、リベラリズムの問題意識を共有しつつ模索することを試みたい。そして、ケア関係のあり方を原理的に考察することを通じて、家族的な関係性に対する法的保障のあり方やその根拠づけに資する知的資源を開発することへとつなげていくことも本研究の目的である。

## 3. 研究の方法

本研究の進め方は、ケアの倫理に関連する法哲学的文献およびフェミニズムの文献を丹念に読解し、その相互関係を精査した上で論考を執筆していくことによる。

その作業と並行して、問題関心を共有する諸分野の研究者と研究会をもち、問題点を討議することも重要な要素と位置付けられる。そのために、その共同討議の結果自体を公刊する計画を前提に研究会を組織し、定期的に研究発表と意見交換を行っていく。

## 4. 研究成果

### (1) ケアの二重性

ケア基底的社会を構想するにあたっては、以下の二つの問いが問われる必要がある。ケ

アのコスト(負担)としての側面については、「コストがどのように分担されることが公正なのか」という問題が発生し、ケアの価値としての側面からは「ケアという価値の内実は何か」という問題が発生する。

とはいえ、ケアの価値について触れることは「ケアが素晴らしいものなら、社会としては放っておけばよい」と言われてしまう可能性を帯びる。そのような応答を招かないために、と は適切に組み合わせられて問われなければならない。

### (2) 非対称的な関係性のけるケア

「他者の個別的で具体的なニーズ、意見、期待に仕える(attend)こと」としてケアを(比較的薄いものとして)定義した場合、誰が誰に「仕え」ようとしているかによって、その現れはかなり異なったものとなるだろう。対称的で立場がある程度互換的な人々の間ではケアのやり取りが問題化されることはそれほど多くはないかもしれない。一方、非対称的なケア関係においては深刻な問題が生じる機会が少なくない。であるなら、この非対称性により直面することによって上記の問いをより先鋭に問うていくことが可能となるだろう。

### (3) ケアの3項関係

さらにケア関係を考える場合には、直接のケア提供者とケアの受給者(ケアに依存する存在)の2者関係だけでなく、その関係性自体は何によって支えられているかを視野に収めることが重要である。エヴァ・キティは依存的存在へのケアに従事する者自身に発生する依存(二次的依存)に対して、社会が支援を提供すべきことを「ドゥーリアの原理」として提唱した。そしてその実現のためには、「ケアする態度とケアへの尊敬」を育てるような社会制度の構築、それに向けた政治的意志の形成援助が課題となると指摘している。

このような視点は、日本社会においてもケアについて考えるときに前提とされる必要がある。そうでないと JR 東海訴訟(最高裁判所第三小法廷平成 28 年 3 月 1 日判決)のようなケア体制(本件の場合には介護体制)をめぐる法的紛争を、直接の当事者間での利害状況に専ら注目しながら解決を図ろうとする立場に陥ってしまう。ケアする者とケアされる者がいる場合に、常にケアする者を誰がケアしているのかという問いが同時に問われる必要がある。

### (4) ケアのコストからケアの価値へ

ケアのコストとしての側面についての公正な負担の分配に向けた取り組みは、それがあってこそ、人々がケア関係にどのような価値があるのかにそれぞれ思いを巡らす余裕を生むという点で、ケア倫理の社会理論的な展開を構想する際の前提条件としても重要

性をもつものである。

言い換えれば、ケア関係の価値が病理的な形態へと転化されずに発揮されるような社会を形成するためには、ケアについて正しく配慮することが必要である。その上でケア関係にあることの価値については、それは単に「かけがえのない」ものとして表現されて無内容なレトリックに陥る危険性もある。それがケア負担を従来の家族におしつけるような言説に加担することもあるかもしれない。そうならないためには、個々のケアの実践から、各人がこれこそケアの価値ではないかとして汲み出してきたものに言葉を与えながら討議して検討していく過程が欠かせないものとなる。ケア労働の公正な分担を模索することは、ケア関係の価値について討議するための必須の前提条件である。実態としては重なり合うことが多いであろうケアの2側面（コストとしてのそれと価値としてのそれ）をあえて分節した上で、負担の公正な分担、それを可能とする制度の構想をケアの価値についての討議に接続させるというケアの語り方が求められている。

(5) ケアからグローバル・ジャスティスへ

以上の議論は、ケアの提供にあたって前提とされる社会の規模についての問いを呼び起こすものでもある。というのも、現在の国際社会においては、先進国（あるいは途上国でも富裕層）におけるケア労働が、途上国からの移民によって担われるという事態がかなり広範にみられるからである。

移民家事労働者たちは彼ら自身本国に家族を残して先進国へと出稼ぎに出ていることも少なくない。ここにはケア負担の分担についての国際的な3層構造が存在することになる。先進国でのケアの受け手と与え手（ケア労働者）の関係性に加えて、先進国でケア労働者となっている移民が本国に残している家族をケアする本国でのケア労働者という層である。この点ではラケル・パレーニャスの議論が重要な先行業績である。

この国際的なケア労働の分業体制を視野に入れたとき、ケアの価値についての考察、それを含みケア倫理についての従来の考察はどのような変容を被ることになるのか。これらの点が重要な検討課題として浮上してきたため、本研究の視座を踏まえ今後取り組んでいきたい。

<参考文献>

Kittay, Eva Feder 1999 *Love's Labor: Essays on Women, Equality and Dependency*, Routledge. (『愛の労働 あるいは依存とケアの正義論』岡野八代・牟田和恵監訳、2010、白澤社)

Parreñas, Rhacel Salazar 2015 *Servants of globalization: Migration and domestic work* (2nd. Ed.), Stanford University

Press.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

池田弘乃、ケアへの敬意 倫理から制度へ、法哲学年報 2016、2017[掲載決定] ページ数未定

〔学会発表〕(計 4件)

IKEDA, Hirono, Global justice and migrant care workers: a philosophical sketch of current Japanese immigration policy, Joint Research Forum on Migration at University of San Carlos, 2017

池田弘乃、ケアへの敬意 倫理から制度へ、日本法学会、2016

池田弘乃、性の平等をめぐる法と政治、日本政治学会、2015

池田弘乃、性別変更を理由としたゴルフクラブへの入会拒否と憲法 14 条 1 項等の趣旨、東北大学公法判例研究会、2015

〔図書〕(計 1件)

池田弘乃ほか、ナカニシヤ出版、『遅しきリベラリストとその批判者たち 井上達夫の法哲学』、2015、pp. 157-166

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

池田 弘乃 (IKEDA, Hirono)  
山形大学・人文学部・講師  
研究者番号：80637570

(2)研究分担者

なし ( )

研究者番号：

(3)連携研究者

なし ( )

研究者番号：

(4)研究協力者

なし ( )